

# 個人情報適正管理規程

協同組合 BM サポートセンター

1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、高速道路事業部、総務部、外国人技能実習生受入れ事業の職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者 三原貞宏 とする。

2 監理責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取り扱いに関する知識の習得・維持に努めるものとする。

3 取り扱い者は、個人情報に関して、当該情報に係わる本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係わる取り扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。

4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係わる本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取り扱いに係わる苦情処理の担当者は、監理責任者 三原貞宏 とする。